

1993.1.26 N.59  
学校事務を考える会



事務職員のことは事務職員自身の手で

# 学校事務職員の問題を前にして

## 「ナゾ」の文書

あなたは「木暮」と、「先生」と呼ばれていませんか？ 行政職である事務職員か、どうして“先生”と呼ばれるのか不思議に思ったことはないですか。あるとき私はこの疑問を解く鍵を日教組の機関紙に載った運動賃金中の中に見つけたのです。その内容を抜粋すると…

『学校事務職員の賃金改善については、学校事務の特性をふまえ、具体的実効による措置を講じさせます。そのため…（中略）…公立学校事務職員の独自給料表及び調整額支給実現のとりくみを進めます。』

『学校事務職員の賃金引き上げ配分については、教育職との均衡を考慮し、俸給表の改定をとりくみます。』

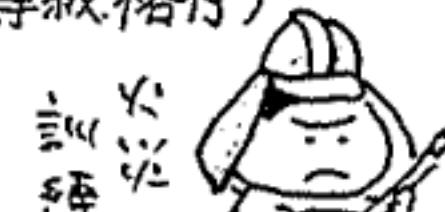
『なぜ？ 独自給料表と調整額とはなんだった？ 教育職との均衡とはどういう意味だ？ 仕事以外のことにはなんとも興味をもつまう悪い癖から、軽い気持ちで調べ始めると、学校事務という職種の抱えている構造的矛盾の深刻さと苦悩の歴史に驚いたのです。』

## 日教組の賃金闘争の歴史

話は20年以上前に遡る。日教組は1970年徳島での定期大会において『教職員賃金および時間賃率のあり方』という組織の基本的な内容ともいべき重要な決定を行った。

俗に「賃金・時短賃金」と呼ばれているこの内容は、専門職員（教師）は専門職員（事務職員）であるから、他の公務員よりも給料が高く当然であるという教職の専門職化⇒聖職化への第一歩を踏み出す教員の工賃（まだこの言葉はなかった）。このときから日教組は、自ら労働者であることをやめ、その点では戦前と同じく子供を教育する神聖なる存在にならねばならぬ。

教職員の専門性を賃金要求の根柢とした日教組は、その後1971年・国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）を受け入れ、『労働基準法』36条、37条（時間外労働の制限、時間外労働に対する割増賃金の支給を定めた条項）の適用除外を代償に『教職調整額4%』を手に入れ。さらに1974年『学校教育の本質の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法』（人確法）により、『教育特別手当』を得る。この2つの法律を受け入れたことにより、日教組は自己格差賃金体系の導入を促し、職階性の強化（校長・教頭の特1等級・1等級格付）をも認めたことになる。



## 突然聖職者になた教員に因るか 事務職員はどうしたか?

このような日教組の賃金闘争の中で、日教組は事務職員部は、自らの職種を、教育労働者と規定した。学校事務職員 = 教育労働者論を根拠にして、学校事務の専門性と特殊性を追求していく。(うせざるをえながらたのがも) もう少し詳しく書くと、

1979年 日教組は「賃金・時短賃金針」を一部修正して、「事務職員もまた教育労働者である。したがって教員と同じくらいの賃金を保障されるべきである」と主張した。しかし、この要求は冷静になつて考えてみるともなく、無理のある要求であった。日教組の言い方は、『職務遂行上の困難性、複雜性から専門性をもつ学校事務の特性』を強調して、「一般職の職員の給与に関する法律(総合年次法)の10条の人事院は俸給月額が職務の複雜性、困難さには責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他労働条件が…(中略)…著しく特殊な官職に対する…(中略)…

この特殊性に基き…(中略)…調整額表を定めることができる。これを適用させようとするものだった。

実際に学校事務に従事する者の一人といふ。

私たちの労働と他の行政職と比較して、本質的にどう違うか。どのような専門性、特殊性を見たいとここれが可能だつるか。疑問に

思うが教員のエゴを一身に引き受けなければならぬという職場環境の劣悪さをもつ、特別な職であると主張するのなら、その劣悪さは完全に無くなつていいべきのものであり、調整額表と引き

替えて受認すべきものではないはずだ。

## 教育労働者ってなに?

そもそも、学校事務職員を教育労働者とあるが、行政職労働者であるとか、などと色々わけするに意味があるのだろうか。

 キドキイタタシ語。教育現場である学校で働く労働者であるから教育労働者であるとすることに毛糸内得である。(バスやタクシーの乗務員を交通労働者と定義づけることかできるのと同じ意味)

また、職務の内容、職務の系統的な流れが、教育委員会のそれと大差ないところから行政職労働者ということでもできる。学校事務職員もどちらの労働者と呼ぼうかまわないのではないか。

しかし、決して見逃してならないのは、日教組が学校事務職員 = 教育労働者論を説く裏には、「事務職員も教員と同じ公教育に責任を持つ教育労働者であるのだから、教室に立たない教育労働者として教員よりも深く教育労働者に従事させるために、事務職員は、教員に比べてより多くの報酬を引き受けるべきだ」という、事務職員への隠れた無い労働強化へつながる本音が隠されていることである。

## 学校という不思議な世界

学校という社会は、不思議な社会である。

外から見ると最も民主的な社会に見えるが、その実内部には非民主的、前近代的な思想が色濃く残っている。ここには教員を頂点とするピラミッド型の階層関係が明治以来の歴史を背景に、しっかりと根をはめている。



階層秩序あるところ差別が生まれるのだが、学校の中では、少數職種である事務職員や現業職員に差別のほど先か向かがちである。教員の私用が勤務時間の内、外を問わず、これらの職員に押しつけられていける（教員のほうには差別しているという認識はない）を挙げるとキリがない。

こうした劣悪な環境に甘んじ、教員の言ふことに文句を言わざる得なかた。日教組も内なる差別構造＝学校体制の上にあくまでかいと（事務職員が給与手引き(なければ、組合費も徴収できない)吸収的教育の平等などと叫んでいたのである。

### どうすればいいの

事務職員であれば誰もが感じる屈折した感情の源こそ学校事務職員＝教育労働者論の内包するギマン性にあることを皆さんは経験的に理解しているはずです。教員多数は事務職員一人ないし二人といふ対立構造の中で、多くの仲間たちは意識的、無意識的に教員の中にまきこんでいるところ、自らの置かれている位置をあいまいなものにしてしまった。教育という大義名分のもとに教員から強制される職務外活動、下請的業務を引き受けたり、教員との間に起る真実を回避し、すべてを丸くおさめてきた。学校事務という職種の社会的評価の低さを補うために教員の力を借りて、整職の仲間入りをしようとしました。自分のC113仕事が社会的に評価されず、職務がいつこうに明確にされてない不安定さを“教育”にしかめすこと

によるとかねようとこなれたのではないか。

学校事務職員＝教育労働者論は、

私たちが自らの置かれている位置を

確め、自立しようとすると手足にからまり、さらには

もき取ろうとする危険な論法であることに

間違いない。

### 自立とは

聖職的選良意識にとりわけられた教員の言動に日々悩まされ、教育的なもの（者）が何より優先されるといつ

ゆかんた階層秩序の重圧に押しつぶされて

いる現状から抜け出すためには、従順な事務職員として学校管理体制に取り込まれること（管理者の手先になること）なく、自己を

教育労働者と称しての学校共同体の中へ

融解していくこと（先生になること）なく、

自らの足で立ち、自らの頭で考える労働者として

自立することこそ（自立とは、

教員と△分離、△を意味する

ものではなく、△尊、平等の関係

を築くことの意）私たちの選

るべき道である。

教育という修飾語がなく

ても一人の労働者として存在

できる学校事務職員になろう。

……………

読者の皆さんへ

1993年新春、Jim Jimも

5年目を迎えた。

今年こそ事務職員の仲間たち

の期待に沿えるよう、元気溌々

にいたいと思います。元気張ります。